新体制への移行に向けた対応状況

平成19年7月18日



1. 商工中金の概要

●設立 昭和11年11月30日

(平成19年3月31日現在)

●店舗数 102店舗(国内99店舗・全都道府県に配置、海外3店舗)

●職員数 4.320名

●資本金 5,227億円

うち政府出資 4,053億円(77.5%) 民間出資 1,173億円(22.5%)

(出資中小企業組合数26,484組合・加入組合員数推計約300万社)

資金調達 債券 72,289億円(74.0%)

預金 25,399億円(26,0%)

●資金運用 貸出金 93,552億円(所属中小企業組合とその組合員が貸出業務の主な対象)

うち設備資金 23,171億円(24.8%)

長期運転資金 39,818億円(42.5%)

短期運転資金 30,563億円(32.7%)

有価証券15,320億円(主として国債)

- 総代数

135名(都道府県単位の民間出資者による選挙で決定)

●決算概況

	16年度	17年度	18年度
業務粗利益	1,499	1,479	1,479
経常利益	153	285	282
法人税等	30	18	6
当期利益	92	128	142
出資配当率	3%	3%	3%
自己資本比率	7.78%	8.01%	8.31%
不良債権比率	5.30%	4.80%	4.10%

金額単位:億円

2.新体制への移行スケジュール

17年11月~	●商工中金内部への「政策金融改革対応委員会」の設置 以降、新体制移行のための内部態勢整備や民間出資者等に対する説明を漸次実施
19年5月	●新商工中金法の成立「政策金融改革のお知らせ」のホームページへの掲載●民間出資者や取引先等に対する新商工中金法の概要等の説明開始
19年6月	新商工中金法の公布総代会(総代を委員とする「転換計画検討委員会」の設置)転換計画の具体的な内容の検討開始~20年3月頃
19年7月	●全民間出資者に対する新商工中金法の概要等が記載された「業務のご報告」送付●商工債の投資家等向け会社説明会の開催
19年7月~	●民間出資者や取引先等に対するその他必要となる事項の説明(随時)
20年6月	●総代会
20年6月~	●民間出資者に対する転換計画の概要の通知及び公告●債権者保護、反対出資者への払戻し●転換計画の認可
20年10月	●新体制への移行

3.主な課題と対応状況

(1)新体制移行に係る既存の民間出資者や取引先等の理解

取引関係を継続し、これまでの出資基盤や経営基盤を維持しながら、新体制に円滑に移行するためには、株式会社商工組合中央金庫法(新商工中金法)や新たな経営の基本的な考え方などについて、既存の民間出資者や取引先等関係者の十分なご理解をいただくことが必要と考えております。

【具体的対応】

新商工中金法等の説明

- 19年5月、新商工中金法の概要や経営の基本的考え方等が記載された「政策金融改革のお知らせ」をホームページに掲載。以降、民間出資者や取引先等に対して、同「政策金融改革のお知らせ」を用いて説明。その他の事項も随時説明予定
- 19年7月、全民間出資者に対して、新商工中金法の概要や経営の基本的考え方等が 記載された「業務のご報告」を送付
- 19年7月、商工債の投資家等に対して、会社説明会を実施

転換計画の作成

- 19年6月、総代会決議に基づき、総代を委員とする「転換計画検討委員会」を設置
- 「転換計画検討委員会」において、転換計画の具体的内容を検討

3.主な課題と対応状況

(2)新体制移行に向けた内部態勢の整備

業務等に支障を生じること無く新体制をスタートさせるためには、預金保険法の適用、新商工中金法におけるディスクローズ等強化、協同組織から株式会社への組織変更などに伴い、必要となる内部態勢の整備を着実に進めていくことが必要と考えております。

【具体的対応】

預金保険

- 預金者データの取得や預金保険料算出等について、システム設計など準備作業中 決算関係
- 中間財務諸表、有価証券報告書の作成等について、システム開発など態勢を整備中株式の取扱い
- 株式実務について、スキームや具体的事務手続きなど検討中

商工中金

政策金融改革に関するお知らせ

新商工中金法と 経営の基本的な考え方について

ご挨拶

皆さまには、平素より商工中金をお引立ていただきまして、誠にありがとうございます。 さて、平成20年10月以降の商工中金の位置付けや業務範囲等を定める「株式会社商工組合中央金庫法」が成立し、平成20年10月1日に施行されることになりました。

この法律により、商工中金は平成20年10月、現在の協同組織金融機関から特殊会社(特別の法律に基づく株式会社)に移行します。そして、その後おおむね5年から7年を目途として政府保有株式の全部が処分され、中小企業金融機能を維持するために必要な措置が講じられたうえで完全民営化されます。

このパンフレットは、この法律の内容や完全民営化のプロセスをわかりやすく皆さまにお伝えし、併せて今後の経営の基本的な考え方をお知らせするものです。

民営化にあたって、中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献するという、70年にわたって追求してきた使命を引き継ぎ、より高い次元で実現することを目指します。

また、個人や機関投資家の皆さまの 資金運用ニーズにつきましては、商工債 の発行継続に加え、多様な運用手段を 提供することに努めてまいります。

引き続き皆さまから信頼され、支持され、今まで以上にお役に立てるよう、役職員一人ひとりが努力を続けてまいる所存です。

今後とも格別のご指導とお引立てを 賜りますようお願い申し上げます。



平成19年5月 商工組合中央金庫 理事長

江崎 格

人

▶ 「株式会社商工組合中央金庫法」(概要)

新商工中金 の目的 株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

法律の 概要

平成20年10月

- ●新会社(株式会社商工組合中央金庫)の定款で定める事項や株式の割当て方法等を記載する「転換計画」を作成し、予め民間出資者等に通知のうえ、円滑な組織転換を行う。
- ●新会社の自己資本の充実等、財務内容の健全性の確保に資するものとして、 政府出資のかなりの部分を特別準備金とする。



移行期

(1)株式(株主)

- ●株主構成を政府、中小企業団体、およびその構成員に限定する。
- ●政府保有株式に対する剰余金配当の特例を設ける。

(2)業務

- ●中小企業金融機能の根幹を維持できるよう、貸付対象を中小企業団体およびその構成員等に限定する。
- ●預金資格に関する制限を撤廃する。
- ●金融債(商工債)の発行を引き続き可能とする。
- ●中小企業等協同組合等が新商工中金の代理業務を担うことを可能とする。
- ●子会社の保有を可能とする。
- ●危機対応に係る指定金融機関とみなす。(株式会社日本政策金融公庫法により別途措置)

(3)監督

●主務大臣の監督は真に必要なものに限定し、民間金融機関とのイコールフッティングや財政措置に係る公益性確保の観点に留意し、政府関与を縮小する。



完全民営化 時点

- ●市場の動向を踏まえつつ、法施行後おおむね5~7年後を目途として、政府保有株式の全部を処分する。
- ●政府が保有する株式を全部処分した後、移行期に係る特別の法律は廃止。
- ●そのうえで、中小企業金融機能を維持するため、株主資格の制限その他必要な措置を講じる。

▶ 完全民営化のプロセス

準備期 移行期 完全民営化時点 (~平成20年9月) (平成20年10月~) (平成20年10月のおおむね5~7年後) 機能 中小企業団体およびその構成員に特化した幅広い金融サービスを展開 協同組織金融機関 特殊会社 中小企業団体およびその構成員 (商工組合中央金庫法) (株式会社商工組合中央金庫法) 向けの金融機関としての機能を 維持するため、株主資格制限その他 出資者は政府、中小企業団体に限定 株主は政府、中小企業団体 必要な制度を措置したうえで およびその構成員に限定 完全民営化 对応 実施(指定金融機関) 実施(政策金融機関)

「政策金融改革に係る制度設計」から

株式会社商工組合中央金庫法案に対する附帯決議(衆議院)

政府は、本法の施行に当たり、我が国経済産業を支える中小企業への円滑な資金供給が極め て重要であることにかんがみ、次の諸点について適切に措置すべきである。

- 商工組合中央金庫の株式会社化・完全民営化を含めた政策金融改革の今後の具体的な実施 に当たっては、経済状況の変化に即応して中小企業等の資金ニーズに十分対応しうるよう配慮 するものとし、民間金融機関の活動状況も注視しつつ、関係省庁の連携の下、政府全体として 遺漏無きを期すること。
- 二 商工組合中央金庫の株式会社化に当たっては、商工組合中央金庫の中小企業向け金融機能 を維持できるよう、基本的な資本として扱われるかたちで、政府出資のかなりの金額を特別準備 金とすること。その際、商工組合中央金庫の強固な財務基盤が確立されるよう、これまで商工 組合中央金庫の資本形成に貢献してきた既存の民間出資者の利益を害することのないよう留意 しつつ、中小企業団体等の意見も踏まえて、具体的な金額を決定すること。
- 三 商工組合中央金庫の完全民営化においても、中小企業向け金融機能の役割が確実に果たさ れるよう、株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、財務基盤が十分に確保されるま での間特別準備金を有効に活用し、商工債の発行が可能となるよう、法的枠組みその他必要な 措置を講ずること。
- 四 政府保有株式の処分については、商工組合中央金庫の中小企業向け金融機関としての機能 維持に必要な財務基盤が維持されるかたちで、株主となる中小企業団体等の資金余力や国民の 貴重な財産である株式の価値最大化等に十分配慮しつつ、慎重にすすめること。
- 五 危機対応について、これまで商工組合中央金庫が行ってきた危機対応と同水準の条件及び 範囲での対応が確保され、中小企業者が危機時に、機動的かつ円滑に資金供給を受けられるよ う、必要十分な財政措置その他所要の体制を整備すること。
- 六 株式会社化された商工組合中央金庫において、完全民営化に向けた自主的な取組みの成果 が最大限発揮されるよう、天下りも含めた政府関与のあり方について、その趣旨を十分尊重して 対応するとともに、職員等に対する意識の醸成に努めること。また、中小企業者の利便となる新 商品・新サービス開発へ向けた積極的な取組みがなされるよう、環境整備に努めること。

株式会社商工組合中央金庫法案に対する附帯決議(参議院)

商工組合中央金庫の完全民営化については、行政改革推進法の趣旨を踏まえつつ、商工組合 中央金庫の有する中小企業に対する金融機能の根幹を維持することが重要であることに鑑み、政 府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 商工組合中央金庫の完全民営化後においても、中小企業向け金融機能が維持されるよう、 株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、特別準備金の確保や商工債の発行を維持 するとともに、危機対応における役割を引き続き果たすようにするため、法的枠組みその他必要 な措置を確実に講ずること。
- 商工組合中央金庫の株式会社化に当たっては、中小企業への円滑な資金供給が引き続き図 られるよう、商工組合中央金庫の財務基盤を確保するため、中核的資本として扱われるかたち で、政府出資のかなりの金額を特別準備金とし、既存の民間出資者の利益を害することのない よう留意しつつ、中小企業団体等の意見を聴いた上で、その額を決定すること。また、政府保有 株式については、中小企業団体及びその構成員が円滑に取得できるよう、その財務余力等に留 意しつつ、慎重に処分すること。
- 三 金融環境の悪化、災害等の危機時の対応について、商工組合中央金庫が行う融資の条件及 び範囲がこれまでと同様に十分な水準に定められ、中小企業向け資金供給に支障を来すことの ないよう、金融監督行政上の配慮、必要な財政措置等を実施するとともに、危機が生じた際に は、迅速な対応が図られるようにすること。
- 四 これらの措置を前提とした上で、商工組合中央金庫において、不動産担保や個人保証に過度 に依存しない新たな金融手法の開発・普及に向けた取組が積極的になされるなど、中小企業の 資金調達の円滑化・多様化に向けた取組を一層拡充すること。また、こうした取組が円滑にな されるよう、金融監督当局は十分に配慮すること。

🔁 経営の基本的な考え方

新商工中金 の経営理念 中小企業の生の声を活かしながら業務運営を行う全国展開の金融機関として

- ●これまでの70年で培ったノウハウを活かしつつ、常に金融フロンティアにチャレンジし続け、
- 総合的で質の高い金融サービスを安定的に提供することにより、中小企業組合や中小企業 等が持続的に成長することを支援し、
- ●地域経済の発展に貢献することを通じて、商工中金の社会的価値の向上を目指します。

平成20年10月の新体制への移行にあたっては、すべてのお客さまに 安心してお取引をご継続いただけることを、最優先の課題といたします。

- 「より社会の役に立ち、力強く成長し続ける金融機関」へ飛躍するための契機と捉え、多 くのお客さまから支持されてきた以下のような有形無形の資産を継承するとともに、その 一層の充実に努めてまいります。
 - 総合的な金融サービス機能
 - 中小企業の皆さまのご意向を経営に反映できる仕組み
 - 全国へのネットワーク展開(国内外の現店舗をすべて新会社が継承)
 - 高い中立性・公共性とセーフティネット機能
 - 適正な業務運営、経営管理体制
 - ブランド・名称

新体制移行後は、完全民営化に向けた課題を乗り越えながら、すべてのお客さまに よりご満足いただける組織へと進化してまいります。

- ●新会社におきましても、中小企業団体とその構成員を株主とする中小企業のための金融機 関として、お取引先中小企業の成長に貢献することを第一としつつ、企業価値・社会的価 値の向上や、個人のお客さまや市場からの信認・信頼とのバランスを取った経営を行い、各 ステークホルダーの期待に応えてまいります。
- ●業務範囲や経営の自主性の拡大を踏まえ、より幅広い金融サービスの展開にチャレンジす るなど、最適なビジネスモデルを構築するとともに、業務の品質や財務の健全性・収益性 にさらに磨きをかけてまいります。
- 具体的には、以下のような課題に取り組んでまいります。
 - 中小企業の皆さまから選ばれる付加価値の高いサービスの充実
 - 資金調達基盤の拡充
 - グループー体となった総合的なサービスの充実
 - 適正なリスク管理のもとでの運用資産の多様化
 - 一層のサービスマインドの醸成
 - 様々なお客さまのニーズに応えられる態勢の整備
 - 政府保有株式の円滑な処分
 - 財務の健全性と収益力の向上



発行/平成19年5月 広報部 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17

TEL: 03 (3272) 6111

